認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育所（地域保育所）に就労している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した指定保育士養成施設の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行うものです。

（1）対象者

保育士資格を有していない松山市内の下記施設①から⑥に勤務する者

①認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設
②幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設
③小規模保育事業A型及びB型実施施設
④事業所内保育事業実施施設
⑤証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、市が認めた認可外保育施設
⑥「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した認可外保育施設

（2）申請者

（1）の①～⑥の施設　※個人での申請はできませんので、ご注意ください

（3）支給要件

下記の①～③を満たしていること

①当該年度中に指定保育士養成施設で受講を開始していること
②保育士登録証の交付を受け上記（1）①から⑥の施設で１年間以上勤務していること
③代替保育士については、「保育人材確保事業の実施について」の別添１に定める4（4）を満たしていること

（4）補助金額

下記の①②

①事業対象となる者１人につき、指定保育士養成施設の受講に要した経費の２分の１
※上限は下表のとおり

ア　指定保育士養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する場合	上限 30 万円
イ「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月１日雇児発第 12010002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別表１の②及び③により保育士資格を取得する場合	上限 10 万円
ウ　上記通知別表１の①により保育士資格を取得する場合	上限 20 万円

②代替保育従事者雇上費　１日当たり8，040円（令和7年度）

（5）申請の流れ

① 養成施設等入学
② 松山市に実施計画書を提出
③ 計画の実施決定通知を受ける
④ 養成施設等で保育士資格を取得
⑤ 保育士登録証の交付を受ける
⑥ 松山市に完了報告書・補助金申請を提出
⑦ 補助金決定後、補助金請求
⑧ 補助金の交付
⑨ 半年後、「勤務継続報告書」提出
⑩ １年後、「勤務継続報告書」提出

【実施計画書提出】
受講開始日の属する年度中

【受講開始の日】
養成施設等の入学日、受講許可を得た日、受講申込日のいずれか早い日

【補助金申請時期】
❶保育士登録証の交付後勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月末まで
❷保育士登録証の交付前から勤務対象施設に勤務している場合は保育士登録証の交付を受けた月末